

東金市ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月23日

東金市長 山下 美紀

東金市条例第14号

東金市ガス供給条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

東金市ガス供給条例の一部を改正する条例

東金市ガス供給条例（平成 8 年東金市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 1 7 令和 8 年 7 月の定例検針日の翌日から同年 8 月の定例検針日まで及び同年 9 月の定例検針日の翌日から同年 1 0 月の定例検針日までのガスの使用に係る 1 立方メートル当たりの基準単位数料金の額については、別表第 2 の規定にかかわらず、同表で定める額から 1 4 円を差し引いた額とする。
- 1 8 令和 8 年 8 月の定例検針日の翌日から同年 9 月の定例検針日までのガスの使用に係る 1 立方メートル当たりの基準単位数料金の額については、別表第 2 の規定にかかわらず、同表で定める額から 1 8 円を差し引いた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。